

大阪市立榎並小学校 P T A 規約

第1章 名 称

第1条 本会は、大阪市立榎並小学校 P T A と称する。

本会は、事務局を大阪市立榎並小学校（大阪市城東区野江 4-1-28）に置く。

第2章 目 的

第2条 本会の目的は、下記の通りである。

1. 家庭、学校および社会の協力によって、児童、青少年の福祉を増進する。
2. 民主的教育に対する理解を深め、これを発展させる。
3. 学校の環境整備及び教育支援に協力する。
4. 地域における社会教育の振興を助ける。
5. 国際親善、世界平和に努める。

第3章 方 針

第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、以下の方針に基づいて活動する。

1. 本会は、非営利的、非宗教的、非政党的であって、本会もしくは本会役員の名において、他のいかなる職務（公私を問わず）の候補者をも推薦しない。
また、営利的、宗教的、政党的その他本来の事業以外を目的とする団体及びその事業に、いかなる関係をも持たない。
2. 本会は、児童・青少年福祉のために活動する他の社会教育関係団体及び機関と協力する。
3. 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配統制、干渉も受けない。
4. 本会は、学校の教育方針・管理・人事に干渉しない。
5. 本会は、学校の財政的維持及び給与並びに生活費に関して、直接責任を負うものではない。

第4章 会 員

第4条 本会の会員になることのできる者は、次の通りである。

1. 学校に在籍する児童の保護者
2. 学校に勤務する職員

3. その地域に在住し、特に教育に関心を持って入会を希望し、実行委員会で承認を得た者

第5条 会員はすべて会費を納入する義務を有する。

第6条 本会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第5章 経 理

第7条 本会の経費は、会費、事業収入および自発的寄付金をもって支弁する。

会費の額および資金獲得の方法を決定する場合、会員または外部の者に寄付を求める場合等の重要事項については、総会において決定しなければならない。

第8条 本会の資産は、すべて第2章第2条にあげた以外の目的のために支出または使用してはならない。

第9条 会費は、児童1人につき1口月額100円とする。

第10条 本会の経理は、会計監査委員の監査を受け、これを会員に報告しなければならない。

第11条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員とその選出

第13条 本会の役員は、次の通りである。

1. (1) 会長 1名 保護者	(2) 副会長 2名以上 保護者
(3) 書記 1名以上 保護者	(4) 会計 1名以上 保護者

2. 役員の任期は、1年とする。ただし、留任をさまたげない。

第14条 役員の選出及び就任は、次の通り行われる。

1. 役員は、次期役員に対し定数の候補者をあげ、次期役員選出の少なくとも1週間前に全会員に知らせる。
2. 選出当日、次期役員候補者の追加指名を、会員席からすることができる。
3. 次期役員候補者の指名は、役員によってなされる場合も、会員席からなされる場合も、その名前を発表する前に、候補者の同意を得なければならない。
4. 役員は、総会において承認を受ける。なお、他の候補者のある場合は、出席した会員の無記名投票により、多数決で選挙される。
5. 役員は、5月1日より就任する。

第7章 役員の資格とその任務

第15条 児童、青少年を愛し、民主主義と教育に理解をもっている会員で、公選による公職者でない者は、第6章の規定に従って役員に選出されることができる。

第16条 役員の任務は、次の通りである。

1. 会長は、次の職務を行う。
 - (1) 総会・実行委員会を招集する。
 - (2) 外部に対して本会を代表する。
 - (3) 実行委員会の承認を得て、常置委員会、特別委員会の委員長及び重点を任命する。
 - (4) 各委員会に職責上出席することができる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
3. 書記は、次の職務を行う。
 - (1) 総会、実行委員会の議事その他全般の活動状況を記録し、保管する。
 - (2) 総会その他各種の会合の通知を発送する。
4. 会計は、次の職務を行う。
 - (1) 総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
 - (2) 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
 - (3) 会計監査を受けて、会員に報告する。

第8章 総会

第17条 総会は、本会の最高議決機関である。

第18条 総会の定足数は、会員の5分の1とする。決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第19条 実行委員会が必要と認めた場合、また会員の5分の1以上の要求があった場合は会長は臨時総会を招集する。

第20条 総会は、年間1回以上開く。

第9章 実行委員会

第21条 実行委員会は、本会の役員、各常置委員会の委員長、委員および校長、教頭等によって構成される。

第22条 実行委員会の任務は、次の通りである。

- (1) 会長によって選ばれた各委員会の委員長及び委員を承認する。
- (2) 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
- (3) 総会に提出する報告書を作成する。
- (4) 必要ある場合には、特別委員会を設ける。
- (5) その他、規約ならびに総会の決議に従って、本会の事務を処理する。
- (6) 役員に欠員を生じた場合にそれを補充する。ただし、会長に欠員を生じた場合は、副会長が昇格する。

第23条 実行委員会は、必要に応じて会長が招集する。

第10章 委員会

第24条 委員会には、常置委員会・特別委員会・会計監査委員会がある。

第25条 常置委員会委員長及び委員は、役員及び校長の承認を得て会長が任命する。

任期は、1年とする。ただし、留任をさまたげない。1人が同時に2種以上の委員に任命されてはならない。

第26条 常置委員会として、次のものを置く。

(1)企画総務委員会	(2)学級委員会	(3)成人教育・人権啓発委員会
(4)保健・給食委員会	(5)広報委員会	(6)校外指導委員会

第27条 特定の目的を遂行するために、実行委員会は特別委員会を設けることができる。

これは、所定の任務を終えるとともに、自動的に解散する。

特別委員会の委員長及び委員の選任は、第25条に準じて行う。

第28条 会計監査委員会は、総会において承認された委員で構成される会で、適正な会計職務の執行のために必ず設置する。

第11章 各委員会の任務

第29条 企画総務委員会は、

- (1) 本会の目的遂行のための諸活動の年次計画を立て、協力する。
- (2) 実行委員会及びP T A総会などの会が円滑に進行するよう努める。

第30条 学級委員会は、

- (1) 標準服等のリサイクルを実施し、不要な衣類等の有効活用と会員の衣類等に係る費用面での負担軽減に努める。

第31条 成人教育・人権教育委員会は、
(1) 児童及び会員が地域社会とのつながりをもてるよう支援に努める。
(2) 地域関係諸団体との連携を図り、人権学習活動促進のために協力する。

第32条 保健・給食委員会は、
(1) 学校保健について、調査および研究に協力し、児童の体位向上に必要な計画に参加する。
(2) より充実した学校給食の実現に努力する。

第33条 広報委員会は、
(1) 会員や地域社会に対して、会の活動状況等を知らせ、本会に対する世人の認識と理解を深めて、進んで協力を得るように努める。

第34条 校外指導委員会は、
(1) 校外における児童の保護指導に努め、地域における委員会の相互連絡ならびに、学校との連絡および地域社会の環境の改善に努める。

第35条 会計監査委員会は、その年度の会計を年間2回監査し、その結果を会長は全会員に報告する。

第36条 常置委員会および特別委員会は、その事業計画について、実行委員会にはからねばならない。

第12章 個人情報の取扱い

(目的)

第37条 本会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

(指針)

第38条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

(利用目的)

第39条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 管理等のための連絡
- (2) 文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成
- (4) 役員選出

(個人情報の取得)

第40条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め明示する。また、円滑なPTA活動をおこなうために以下の情報を取得する。

- (1) 会員の氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項
- (2) 必要に応じ、会員や会員の子供などの写真

(同意の解消)

第41条 同意の解消については、次の通りとする。

1. 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

2. 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第 42 条 個人情報の管理については、次の通りとする。

1. 本会が適正に管理する。
2. 不要となった場合は、適正かつ速やかに廃棄する。

(第三者提供の制限)

第 43 条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(漏えい時の対応)

第 44 条 個人情報の漏えい(紛失含む)をしたおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会会長に報告する。

(苦情の処理)

第 45 条 本会は個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならぬ。

第 13 章弔慰規定

第 46 条 訃報連絡を受けた際、次の通り実施する。

1. 訃報内容を学校長・教頭・PTA会長で共有し、次の表に従って対応する。

摘要	お供え金額 (PTA会計より拠出)	弔旗の掲揚	通知範囲		
			PTA 役員	教職員	会員
会員死亡 (世帯主本人)	10,000 円	喪主の 意向に 従う	○	○	喪主の 意向に 従う
児童死亡 (本校在籍児童本人)	10,000 円		○	○	
職員死亡 (本校在籍職員本人)	10,000 円		○	○	
蒲生中・成育小・聖賢小 校長・教頭・PTA会長			○	○	
楳並地域活動協議会運営委員 (名簿記載者)			○	○	

2. 訃報連絡を受けた際に、葬儀等がまだ執り行われていない場合は、喪主の意向に従つて会員への連絡と葬儀等へ参列を実施する。
3. P T A弔旗は、P T A会議室に保管し、役員が搬出・返却を行う。
4. その他、上記により難い場合は、校長・教頭・役員で協議して決定する。

第14章 改正

第47条 規約は、総会において出席者の過半数の同意によって改正することができる。

付 記

「大阪市立榎並小学校P T A規約」については、平成元年4月、平成7年4月、平成10年4月、平成14年4月、平成19年4月、平成20年5月、平成27年4月、平成29年11月、平成30年11月、令和2年5月 一部改正

「第12章 個人情報の取扱い」については、平成30年11月1日より施行した「大阪市立榎並小学校P T A 個人情報取扱方法」を本規約に統合、改編（令和2年5月）

「第13章 慶弔規定」については、平成2年6月より施行した「慶弔規定」（平成4年4月、平成9年6月、平成20年5月、平成27年5月 一部改正）を本規約に統合、改編（令和2年5月）